

令和4年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

1	扶養 神田 綾馬	〇〇〇〇 株式会社	山川 太郎	本人
2	扶養親族 山川 明子 山川 一郎 山川 二郎 山川 隆雄			扶養親族 扶養親族 扶養親族 扶養親族
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生			
4	16歳未満の扶養親族			

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等
神田 綾馬

2 給与の支払者の法人(個人)番号
〇〇〇〇 株式会社

3 あなたの個人番号
山川 太郎

4 あなたの住所
東京都練馬区栄町 23-7

▶1 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶2 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶3 あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要はありませんが、個人番号を未提出の方は別途専用書類にてご提出ください。

▶4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	収入金額	住所又は居所	異動月日及び事由
1 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ 山川 明子	個人番号記入不要	400,000円	東京都練馬区栄町 23-7	
2 控除対象扶養親族(注2)	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	子	0	1234 Kokuzei Street, ... USA	
	ヤマカワ シロウ 山川 二郎	子	0	東京都練馬区栄町 23-7	
	ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	父	300,000円		

▶1 A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和4年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人)に限り、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和4年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶2 B 控除対象扶養親族

年齢16歳以上(平成19年1月1日以前生)の扶養親族について記載します。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶3 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありませんが、個人番号を未提出の方は別途専用書類にてご提出ください。

▶4 老人扶養親族(昭28.1.1以前生)

控除対象扶養親族が年齢70歳以上(昭和28年1月1日以前生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」

②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶5 特定扶養親族(平12.1.2生~平16.1.1生)

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月2日~平成16年1月1日生)の場合に、チェックを付けます。

▶6 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付が必要です。
※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

●(参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。(特定支出控除の適用がある場合を除きます。)

	給与の収入金額	所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	1,500,000円	950,000円
	1,030,000円	480,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

	公的年金等の収入金額	所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,080,000円	480,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,580,000円	480,000円

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

	1	2	3	4	異動月日及び事由
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者 C	寡婦 寡婦 寡婦	ひとり親 ひとり親 ひとり親	勤労学生 勤労学生 勤労学生	山川 隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

▶1 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶2 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶3 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶4 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。
(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後生)	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	51516171718191010	子 20・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	0円
2					
3					

▶1 16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後生)

年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶2 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。

○ 令和5年分 給与所得者の扶養控除等申告書

住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1	山川 三郎	51516171718191010	子 21・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	0円
2					
3					

▶1 16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)

年齢16歳未満(平成20年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶2 控除対象外国扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶3 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)又は扶養親族について記載します。

▶4 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。
また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」(留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人)、「障害者」又は「38万円以上の支払」(あなたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人)のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。
この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類及び送金関係書類を令和6年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶5 令和5年中の所得の見積額(退職所得を除く)

令和5年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶6 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が48万円以下である人をいいます。)又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶7 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

- ※1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。
2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含まないこととされています。
3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	居住地の世帯主および世帯主とあなたの続柄をご記入ください	
居住地の市区町村	あなたに源泉控	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	住民票の住所ではなく、令和5年1月1日時点で居住している住所(社宅居住者は社宅の住所)	配偶者の有無 有・無

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、O印を付けてください。)

記載のしかたはこちら



源泉控除対象配偶者
 ※あなたの令和4年度中の所得額が900万円以下の場合のみ対象となります
 あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除く)で令和4年度中の所得見積額が95万円以下の人が該当します

老人扶養親族(昭28.1.1以前生)	令和4年度中の所得見積額	住
特定扶養親族(平12.1.2生~平16.1.1生)	非居住者である親族	生計を一にする事実

【A: 源泉控除対象配偶者】
 所得の見積額が95万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません
【B: 控除対象扶養親族】
 所得の見積額が48万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません

源泉控除対象配偶者(注1)

控除対象扶養親族(16歳以上)(平19.1.1以前生)

年齢16歳以上(平成19年(2007年)1月1日以前生)の扶養親族を記載

個人番号記入不要

【同居老親等/その他】
 控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和28年1月1日以前)の場合に次のいずれかにOを付ける
 ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 同居老親等
 ②その人が①以外である時 ⇒ その他

【特定扶養親族】
 控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月2日~平成16年1月1日)の場合Oを付ける

同居老親等
 その他
 特定扶養親族

同居老親等
 その他
 特定扶養親族

同居老親等
 その他
 特定扶養親族

同居老親等
 その他
 特定扶養親族

【特定扶養親族】
 控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成12年1月2日~平成16年1月1日)の場合Oを付ける

左記の障害者等に該当する人がいる場合(本人・扶養親族)その該当する事実やその人の氏名を記入する

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生
	一般の障害者				(人)			
	特別障害者				(人)			
	同居特別障害者				(人)			

障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)

異動月日及び事由

例>氏名 身体障害者○級 身体障害者手帳 ××年××月××日交付

【同一生計配偶者】
 あなたと生計を一にする配偶者で、令和4年度中の所得見積額が48万円以下の人が該当します
 ※青色事業専従者として給与を受ける人を除く
【扶養親族】
 年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります

あなたが「寡婦」「ひとり親」に該当する場合Oを付けます

【寡婦】
 ひとり親控除の対象とならない、夫と死別して扶養親族がない/夫と離別して子以外の扶養親族がいる単身女性には、以下の条件を満たせば「寡婦控除」が適用されます
 ①所得が500万円以下であること
 ②住民票の続柄に「未届けの夫」「未届けの妻」など事実婚の記載がないこと

【ひとり親】
 寡婦控除の要件に加え、生計を一にする子を有すること(総所得金額が48万円以下)のすべてに該当するひとり親について、控除適用となります
 寡婦控除と違いひとり親控除は性別や婚姻歴に関わらず控除額は同額となります

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、)

16歳未満の扶養親族(平19.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号
1		個人番号記入不要
2	年齢16歳未満(平成19年(2007年)1月2日以後生)の扶養親族を記載	
3		

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要がありません。
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
 ○この申告書は、記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

令和5年分 従たる給与についての扶養控除等（異動） 申告書

従

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 年 月 日
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	居住地の世帯主および世帯主とあなたの続柄をご記入ください
	給与の支払者の所在地（住所）	あなたの住所又は居所	住民票の住所ではなく、令和5年1月1日時点で居住している住所（社宅居住者は社宅の住所）	

A 主たる給与の見積額等	主たる給与の支払者の名称（氏名）	左の給与の支払者から受ける令和5年中の給与の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する給与所得控除後の金額 ②	①の給与から控除される社会保険料等の見積額 ③	あなたが控除を受けられる配偶者（特別）控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ④	③+④	⑤	この申告書を提出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
	主となる給与が支払われている勤務先名称を記入してください							

B この申告書の提出先の給与から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に記載してください。)	
	源泉控除対象配偶者							
	控除対象扶養親族 (16歳以上) (平20.1.1以前生)	1					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		2					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		3					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		4					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
5					<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

C 他の給与から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	令和5年中の所得の見積額	住所又は居所	他の給与の支払者の名称（氏名）	
	源泉控除対象配偶者						
	控除対象扶養親族 (16歳以上) (平20.1.1以前生)	1					
		2					
3							

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。